

児童扶養手当・特別児童扶養手当の振込について

4月11日（前後する場合があります）は児童扶養手当・特別児童扶養手当の振込日です。今回振り込まれる手当は平成25年12月分から平成26年3月分の手当となっています。通帳に記帳の上、ご確認ください。振込先に指定した口座を変更、解約した場合は、振込ができなくなりますので早めにご連絡ください。

○児童扶養手当（全部支給）月額 41,140円
（一部支給）月額 41,130円～9,710円

○特別児童扶養手当（1級）月額 50,050円
（2級）月額 33,300円

※ 児童2人目については5,000円の加算、3人目以降は1人につき3,000円加算となります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額の変更について

平成26年4月分（平成26年8月振込分）からの手当額が下記のとおり変更されることになります。

		変更前 平成25年10月分～ 平成26年3月分	変更後 平成26年4月～▲0.3%
児童扶養手当	（全部支給）	41,140円	41,020円（▲120円）
	（一部支給）	41,130円～9,710円	41,010円～9,680円（▲120円～▲30円）
特別児童扶養手当	（1級）	50,050円	49,900円（▲150円）
	（2級）	33,330円	33,230円（▲100円）
変更後、最初の振込月			平成26年8月

（特別）児童扶養手当については、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定するスライド措置がとられていますが、平成12年度から14年度までの間、物価下落時に年金と合わせた特例措置により手当額が据え置かれたことで、平成25年度において手当額が1.7%かさ上げされた特例水準で算定されていました。

今回、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の一部改正により、平成27年4月までに段階的に解消されることになっています。今後の手当額変更についても、分かり次第お知らせしますので、ご了承ください。

お問い合わせ

福祉部福祉課 子育て支援係
☎945-5311

保育所へ入所された
みなさまへ

～保育料についてのお知らせ～

公立・各認可保育園に入所されたみなさまへ、保育料についてのお知らせです。

4月からの保育料は、1月から2月の間に提出していただいた源泉徴収票や確定申告書に基づき算定を行っていますが、あくまでも**仮算定**となっています。

毎年6月の住民税確定に伴い、保育料の見直し（本算定）を行います。仮算定保育料と本算定保育料に相違があった場合、4月にさかのぼり保育料の変更が生じる場合があります。

右記に該当する方は、保育料変更の対象となることがありますので、予めご了承ください。なお、保育料が変更となる方に対しては、再算定後に変更通知を送付予定です。

◆保育料変更の可能性がある世帯◆

- ☆源泉徴収票及び確定申告書が未提出の方
- ☆提出していない源泉徴収票がある方（複数の会社等から収入がある方など）
- ☆源泉徴収票の記載額等に誤りがある方
- ☆不動産所得等、源泉徴収票に記載されていない事実があり、確定申告した方
- ☆源泉徴収票を提出後、修正申告した方
- ☆その他、提出した源泉徴収票と申告した金額が異なる方

お問い合わせ

福祉部福祉課保育所係 ☎945-5311

病後児保育事業

子どもの急な発熱！でも仕事を休めない…。
そんな時のために、登録を行っておくと安心です。

4月より新たに利用登録申請が必要です！

☆利用方法

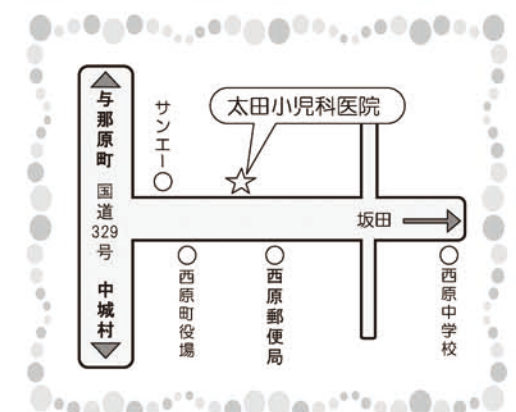
利用には、年度ごとに登録の申請が必要です。

- ※ 事前に福祉部福祉課の窓口で、登録の申請を行ってください。
- ※ 利用時は、利用申請書を直接、病院へ提出しご利用ください。
- ※ 申請書は、福祉部福祉課窓口で配布しています。

☆利用例

さいしょに **登 録** ➡ 福祉課窓口で登録の申請
つぎに **利 用** ➡ 太田小児科医院で利用の申請

- ★登録及び減免の申請は、利用前に福祉部福祉課で行ってください。
- ★登録は、年度ごとに必要です。
- ★病院で当日の登録及び減免の申請はできません。非課税世帯等で減免を受けたい場合は、必ず事前に福祉部福祉課で申請が必要です。



☆実施施設

医療法人ひまわり会 太田小児科医院
西原町字小橋川164番地の2
電話 946-5081

☆対象児童

西原町に居住する者で次のいずれかに該当する者

- ① 保育所に通所している児童で、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童。かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な者。
- ② 保育所に通所している児童ではないが、①と同一ような状況にある児童(小学校低学年児童等を含む)。

☆利用料金

- ①保育料 2,000円（1人あたり日額）
 - ②食費 500円（半日利用の場合、保育料は半額になります。）
- ※ ただし、次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられます。福祉部福祉課まで申請をお願いします。申請がない場合、保育料の免除が受けられない場合がありますのでご注意ください。
- （1）市町村民税非課税世帯 ➡保育料一部免除（1,000円）※半日の場合は半額
 - （2）生活保護世帯 ➡保育料全額免除

☆利用時間

	月	火	水	木	金	土	日
午 前	8時半～5時半まで			8時半～12時まで	8時半～5時半まで	8時半～3時半まで	×
午 後				×			

お問い合わせ

福祉部福祉部 福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

西原町 じどうかん ファミリークラブ会員募集!!

☆ 児童館とは？

児童館は「幼稚園生や小学生が遊ぶところ」だと思いませんか？
児童館は、子どもたちの健康で情操豊かな健全育成を目的とした施設です。乳幼児の親子から中学・高校生まで利用できます。（安全上の理由から、5歳以下のお子さんは保護者同伴になります）また、子どもを中心とした地域の方との交流活動の場でもあります。

※ 幼稚園4歳児クラスのお子さまは、5歳になっても保護者同伴です。

☆ ファミリークラブとは

『町の子は、みんな我が子』を合い言葉に、子どもたちの健全育成を目的に楽しく活動するクラブです。児童館活動を一緒にできる方なら、誰でも入会できます。
＊ファミリークラブには3つのサークル、クラブがあり、好きなところで登録できます。

ファミリークラブの4つの柱



会員になるには？

お近くの児童館で入会できます。（随時、会員募集中）**手続きされた**児童館のファミリークラブの会員になれます。会費は無料です。（※材料費など実費がかかることがあります。）

西原児童館 945-4393	西原東児童館 944-0976	坂田児童館 944-6308
マミーキッズ（乳幼児の親子対象） 水曜日 10：30～11：30	マミーキッズ（乳幼児の親子対象） 金曜日 10：30～11：30	マミーキッズ（乳幼児の親子対象） 水曜日 10：30～11：30
わははクラブ（小学生～一般対象） 毎月1回	わははクラブ（小学生～一般対象）毎月1回 おはなしクラブ（小学生～一般対象）毎月1回	わははクラブ（小学生～一般対象） 毎月1回

主な活動内容

- ＊クラブ全体・・・文化・生活向上のための講座 世代交流会 交通安全マスコット作りなど
- ＊マミーキッズ・・・親子体操 リトミック（講師がきます） 3館合同社会見学 運動会 クリスマス会など
- ＊わははクラブ・・・地域清掃 手作り会・行事のお手伝いなど
- ＊おはなしクラブ・・・おはなし製作 地域へ出張おはなし会など

※曜日が変更になることがあるので、各児童館にお問い合わせください